

隊友会規程第9号

平成23年4月1日

平成24年3月23日 一部改正

平成28年3月25日 一部改正

事務局組織規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人隊友会（以下「本会」という。）定款第64条の規定に基づき、本会の事務局の組織について必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。

(事務局の組織)

第2条 本会の事務局に次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 経理課
- (3) 公益課
- (4) 事業課
- (5) 広報課

2 各課の所掌事務は、別表に定めるとおりとする。

(職制)

第3条 事務局に事務局長及び課長、課長補佐、係長、係（以下「課長等」という。）を置く。

(事務局長)

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 理事長は、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局長代理を指名することができる。

(課長等)

第5条 課長は、課の最高管理者として、それぞれの課の所掌事務を処理する。

2 課長補佐は、課長を補佐し、課の所掌事務を整理し、課長に事故あるとき又は課長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 係長及び係は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を整理する。

4 課長等の職務は、理事長の承認を経て、事務局長が指定する。

(嘱託職員等の職制)

第6条 事務局に必要があると認めるときは、第3条に規定する職制以外に嘱託職員及び臨時職員を置くことができる。

2 第1項の職員の職務は、理事長の承認を経て、事務局長が指定する。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

1 この規程は、本会の設立登記のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

2 第2条の改正は、平成24年4月1日から施行する。

3 第2条別表の改正は、平成28年4月1日から施行する。

別表
(第2条関係)

	所 掌 事 務
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務局の総務、文書、人事、厚生及び管理業務に関すること 2 印章の保管に関すること 3 情報公開に関すること 4 正会員に関すること 5 ホームページの更新に関すること 6 前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他の課の所掌に属しないこと 7 その他特命事項
経理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 収支予算及び決算に関すること 2 収入及び支出に関すること 3 契約及び出納に関すること 4 事務局の退職手当及び給与並びに本部の旅費等に関すること 5 賛助会員に関すること 6 その他特命事項
公益課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益目的事業の制度設計・実施に関すること 2 業務管理教育の計画・実施に関すること 3 防衛セミナーに関すること 4 合衆国軍隊事故被害者救済融資事業に関すること 5 その他特命事項
事業課	<ol style="list-style-type: none"> 1 収益事業の制度設計・実施に関すること 2 福祉厚生事業に関すること 3 特別会員に関すること 4 その他特命事項
広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報に関すること 2 隊友紙及び出版物の編集、発刊及び配布に関すること 3 隊友紙及び出版物の広告に関すること 4 その他特命事項